

藤沢市教育委員会定例会(6月)会議録

日時 2002年6月14日(金)午後2時
場所 職員会館3階第4・5会議室

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 教育長報告
藤沢市図書業務員の委嘱について
- 5 議事
 (1) 議案第 9号 教育財産の取得の申出について
 (2) 議案第10号 教育財産の用途廃止について
 (3) 議案第11号 藤沢市社会教育委員の委嘱について
- 6 その他
 国登録有形文化財「旧近藤邸」登録の答申について
- 7 閉会

出席委員

1 番	中	村	喬
2 番	數	野	隆人
3 番	安		咸子
4 番	平	岡	法子
5 番	川	島	一明

出席事務局職員

学校教育部長	小 野 晴 弘	生涯学習部長	金 井 正志郎
学校教育部参事	福 島 勝 也	学校教育部参事	種 部 弘
生涯学習部参事	齋 藤 潔	生涯学習部参事	河 野 欣 昭
生涯学習部参事	渡 辺 恭 博	生涯学習部参事	田 中 正 男
総合市民図書館長	植 木 正 敏	教育総務課主幹	高 橋 章 雄
教育総務課主幹	大 橋 久 高	学務保健課長	落 合 英 泰
学務保健課主幹	渡 貫 洋 市	学校教育課長	新 井 泰 春
学校教育課主幹	下 村 修 市	教育文化センター長	飯 島 広 美
学校施設課長	田 中 章 二	学校施設課主幹	保 坂 純 彦
学校施設課主幹	尾 嶋 良 二	生涯学習課主幹	上 田 育 夫
生涯学習課主幹	太 田 昌 治	片瀬公民館長	難 波 明 彦
明治公民館長	長谷川 博 行	総合市民図書館主幹	宇田川 ひろみ
総合市民図書館主幹	島 村 利 征	総合市民図書館主幹	小 野 雅 弘
総合市民図書館主幹	池 田 邦 臣	スポーツ課主幹	飯 島 和 男
スポーツ課主幹	酒 井 一 二	スポーツ課主幹	鈴 木 利 吉
スポーツ課主幹	笠 間 忠 雄	書 記	桜 井 範 幸

午後2時00分 開会

委員長 ただいまから藤沢市教育委員会6月定例会を開会いたします。

委員長 はじめに、本日の会議録に署名する委員は1番 中村委員、3番 安委員にお
願いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、本日の会議録に署名する委員は1番 中村委員、3番 安 委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

委員長 続きまして、前回の会議録の確認をお願いいたします。
何かありますか。
特にありませんので、このとおり了承することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、このとおり了承することに決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

委員長 続きまして、教育長報告に入ります。
委員 それでは、藤沢市図書業務員の委嘱についてを御報告申し上げます。議案書の1ページをお開きください。このことにつきましては、藤沢市図書業務員のうち総合市民図書館の図書業務員が、2002年5月31日付けで退職したため、その欠員補充として新たに藤沢市図書業務員を委嘱したもので、2002年6月1日から2003年3月31日までを任期といたしまして、委嘱させていただいたもので、委嘱させていただいた方のお名前は記載のとおりでございます。

委員 以上で報告事項につきましてはの説明を終わらせていただきますが、藤沢市の図書館業務に御協力いただく方でございますので、よろしく願い申し上げます。

委員長 ただいまの教育長報告につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いいたします。
特にないようですので、報告どおり了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

委員長 これより議事に入ります。
議案第9号教育財産の取得の申出についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

学校施設課長 議案第9号教育財産の取得の申出についてのうち、1番を別紙のとおり説明する。
学校教育課長 議案第9号教育財産の取得の申出についてのうち、2番を別紙のとおり説明する。

委員長 事務局の説明が終わりました。議案第9号につきまして御意見・御質問がありましたらお願いいたします。

委員 取得財産のうちパーソナルコンピュータについてお伺いしたいと思います。この設備の償却については、建物などと違うと思うのですが、その辺はどのように財産として考えているのか、お伺いします。

学校教育課長 既存のコンピュータにつきましては、5年リース契約をしておりますが、今回の700台は買取りでございますので、償却期間については、使用できる限り使用してまいりたいと考えております。

委員 そうすると通常の資産と同じように償却財産として計算をしていくという対象になるわけですか。

教育総務課主幹 備品台帳に登載して管理をしていく予定でございます。

委員 1点目は、片瀬中学校のプールについて、現在あるプールを改修するのか、あるいは別のところにつくるのか。

2点目は、パーソナルコンピュータについて、中学校は既に設置されているのかどうか。されているとしたら何台ずつ設置されているのか。

それから夏休み中に工事が終わって10月から使用開始の予定ということですがけれども、どの程度の機種なのか。またコンピュータだけでプリンターなどは入っているのかどうか。

学校施設課長 片瀬中学校のプールの件ですが、既存のプールを解体いたしまして、新たに校舎棟の中に組み込むというような形で工事をを行います。

学校教育課長 中学校のパーソナルコンピュータの体制ですが、現在、すべての中学校に42台入っております。1台は教員用、1台は職員室において研修・研究用、40台が生徒用となっております。

700台を新規に導入するわけですが、これは最新のリースの機種と同様の性能を最低限クリアするというで選定いたします。そういう経過を踏まえて新たに700台を入れております。

この700台については本体のみで、プリンター等の付属設備はありません。
学校教育部長 補足いたしますと、これについては学校イントラネットということで、校内でL

ANが組める。それから学校間でもLANが組めるという体制で整備を進めるという計画でございます。機種選定の条件の中に最新のものという条件をつけております。学校イントラネットは光ファイバーで100メガという大容量の通信を行うものですから、それに耐えられる機種ということで、情報が双方向で送れるような機種を選定しております。

委員 小学校各校に20台、計700台ということですが、学校によって児童数が違うが、配分することに対して学校から意見等はないのですか。

学校教育課長 各校1クラス分40台という最終目標がございます。御指摘のように、学級編成は学年によって40人ぎりぎりというところもあれば、20数名で1クラスというところもあります。少しでも多くの児童がなれ親しむことを通して、コンピュータにさわって学習が展開できるということとやっておりますので、特に学校から40人ぎりぎりであるので台数を増やしてほしいというような要求や希望は受けておりません。

学校教育部長 コンピュータはコンピュータルームという1つの教室に31台入れるということでございます。そこへ学級ごとに来てコンピュータを勉強するということですから、将来的には小学校も40台体制に近づきたいという希望を持っております。

委員長 ほかにありませんか。
ありませんので、原案どおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、議案第9号教育財産の取得の申出については、原案どおり決定いたします。

=====

委員長 次に、議案第10号教育財産の用途廃止についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

学校施設課長 議案第10号教育財産の用途廃止についてを別紙のとおり説明する。

委員長 事務局の説明が終わりました。議案第10号につきまして御意見・御質問がありましたらお願いいたします。

特にありませんので、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、議案第10号教育財産の用途廃止については、原案どおり決定いたします。

=====

委員長 次に、議案第11号藤沢市社会教育委員の委嘱についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

生涯学習部参事 議案第11号藤沢市社会教育委員の委嘱についてを別紙のとおり説明する。

委員長 事務局の説明が終わりました。議案第11号につきまして御意見・御質問がありましたらお願いいたします。

委員 社会教育委員の新任、再任の別について伺いたいのですが、例えば選出区分が異なった人の場合に、ほかの選出区分で委員をやっていたけれども、新しい選出区分から出る場合には新任になるのでしょうか、再任になるのでしょうか。

もう一つは再任の場合に、再任を妨げないとなっておりますが、例えば3回まで、あるいは4回までの再任をしてもよいというような内規があるのかどうか、伺います。

生涯学習部参事 同一人が選出区分が違った場合に再任か新任かというお尋ねですが、それは新任でございます。

2つ目の再任の限度についてのお尋ねですが、4期8年という内規で決まっております。

委員 藤沢市以外の方が何名いらっしゃるので、市外の方は何人までというような決まりがあるのでしょうか。

生涯学習部参事 基本的にはございませんが、市外の方々についてはそれぞれの校長会等々の推薦によるということでございます。

委員長 ほかにありませんか。
特にないようですので、原案どおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、議案第11号藤沢市社会教育委員の委嘱については、原案どおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

委員長 次に、その他に入らせていただきます。

国登録有形文化財「旧近藤邸」登録の答申について、事務局の説明を求めます。

生涯学習課主幹 資料 8 ページをお開きいただきたいと思います。市民会館南側にあります「旧近藤邸」は辻堂東海岸から移築して20年近くになりますが、文化庁の文化審議会から国の登録有形文化財として登録の答申がありましたので、その状況を申し上げます。

答申年月日は平成14年5月17日。名称は旧近藤邸。場所は藤沢市鵜沼東8番1号。大正14年(1925年)に建築され、市民会館南側に移築されたのが昭和56年(1981年)です。登録基準となったものは造形の規範となっているもので、その特徴は記載のとおりです。今回全国で出されたのが145件(58カ所)で、神奈川県では藤沢市の1件と小田原市の5件です。ちなみに本市では昨年、江の島岩本楼のローマ風呂が国の登録有形文化財の第1号として登録されており、旧近藤邸は第2号となります。このことは5月18日の日刊紙とミニコミ紙で紹介されました。また6月1日(土)には旧近藤邸の市民開放を行い、暖炉に火を入れたり、市民が自由に見学できる時間を持ちました。以上、説明を終わらせていただきます。

委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明に対して御意見・御質問がありましたらお願いいたします。

委員 国の登録について直接には関係はないのですが、この旧近藤邸を有形文化財にするために大変力を注いでこられた建築家の方々の話によると、有形文化財の場合、そのまましておくのは建物の保存上、余りいいことではない。むしろ使った方がいいというような御意見がありまして、この旧近藤邸に関して、もう少し有形文化財を使うという視点が必要であるというアドバイスを受けました。そういうことに対して生涯学習課の文化財担当はどのようにお考えになっているのか、お伺いします。

生涯学習部長 委員が御指摘されたことについては、既に議会や理事者からも参っております。有形文化財に指定されますと、活用することが条件になっていますから、本市としましては、まず有形文化財の指定を優先いたしまして、指定された後の活用につきましては、内部の関係機関で調整をさせていただくということで考えております。

委員長 有形文化財、無形文化財の定義について教えていただきたい。

生涯学習課主幹 文化財保護法第2条の規定に文化財の定義として規定しております。1つは有形文化財で、構造物、絵画、彫刻、工芸品等で文化遺産として歴史上、芸術上価値が高いものです。2つ目は無形文化財で、演劇、音楽、工芸技術等で、形はありませんが、歴史上、芸術上価値が高いもので、人間国宝的なものが入ります。

委員長 ほかにありませんか。

ありませんので、了承することといたします。

÷ ÷

委員長 以上で、本日予定しました案件はすべて終了いたしました。

次回の定例会の期日を決めたいと思います。7月12日(金)午後2時から、場所は新館7階第3会議室において開催するということでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、次回の定例会は7月12日(金)午後2時から、場所は新館7階第3会議室において開催いたします。

以上で、定例会を閉会いたします。

午後2時44分 閉会